

特別養護老人ホームめすら荘

指定介護予防

短期入所生活介護事業所

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護)

重要事項説明書

【 理念 】

済生会創立の理念に基づき

“健康への願い”に「良質の医療・福祉サービス」と「まごころ」で応える

【 基本方針 】

ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者1人1人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

【 社会福祉法人 恩賜財団 済生会について 】

明治44年2月11日、明治天皇は、時の総理大臣桂太郎を召されて「恵まれない人々のために施薬救療し、済生の道を広めるように」との済生勅語に添えて、お手元金150万円を下賜されました。桂総理は、この御下賜金を基金として全国の官民から寄付金を募って、同年5月30日 恩賜財団 済生会を創立しました。

以来今日まで、社会経済情勢の変化に伴い、存廃の窮地を乗り越えるなど幾多の変遷を経ながらも、本会は創立の精神を引き継いで保健・医療・福祉の充実・発展に必要な諸事業に取り組んできました。

戦後、昭和26年に公的医療機関の指定、同27年に社会福祉法人の認可を受け、現在、社会福祉法人 恩賜財団 済生会となっています。

1. 事業所の概要

事業所の名称	特別養護老人ホームめすら荘 指定介護予防短期入所生活介護事業所 (佐賀県 4170200093 号)
施設長名	吉 田 英 康
法人の種別	社会福祉法人 恩賜財団 済生会
事業所所在地	佐賀県唐津市東唐津4丁目7-26
電話番号	TEL 0955-73-0988
FAX番号	FAX 0955-75-0938

2. 従業者の職種、員数及び職務の内容

管理者	1名	兼務	職員を指揮監督し、業務の実施状況の把握に努めます
生活相談員	1名	兼務	利用者又はその家族に対し生活相談を適切に行います
介護職員 看護職員	4名	専任	生活相談員と密接な連携を図り、短期入所生活介護計画に従った介護、看護を行います
栄養士	1名	兼務	利用者の栄養管理を行います
機能訓練指導員	1名	兼務	利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います
医師	4名	嘱託	利用者の健康管理を行います
調理員		兼務	利用者の給食提供に従事します

以上に掲げる従業者は、ユニット型指定介護老人福祉施設めすら荘従業者と兼務であり、同様によりよいサービス提供に努めます。

3. 定員

定員は10名です。但し、入院等での空床も使用出来ます。

4. ユニット型介護予防短期入所生活介護の内容

- ①下記の理由等により、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある方を対象に、介護予防サービスを提供します。

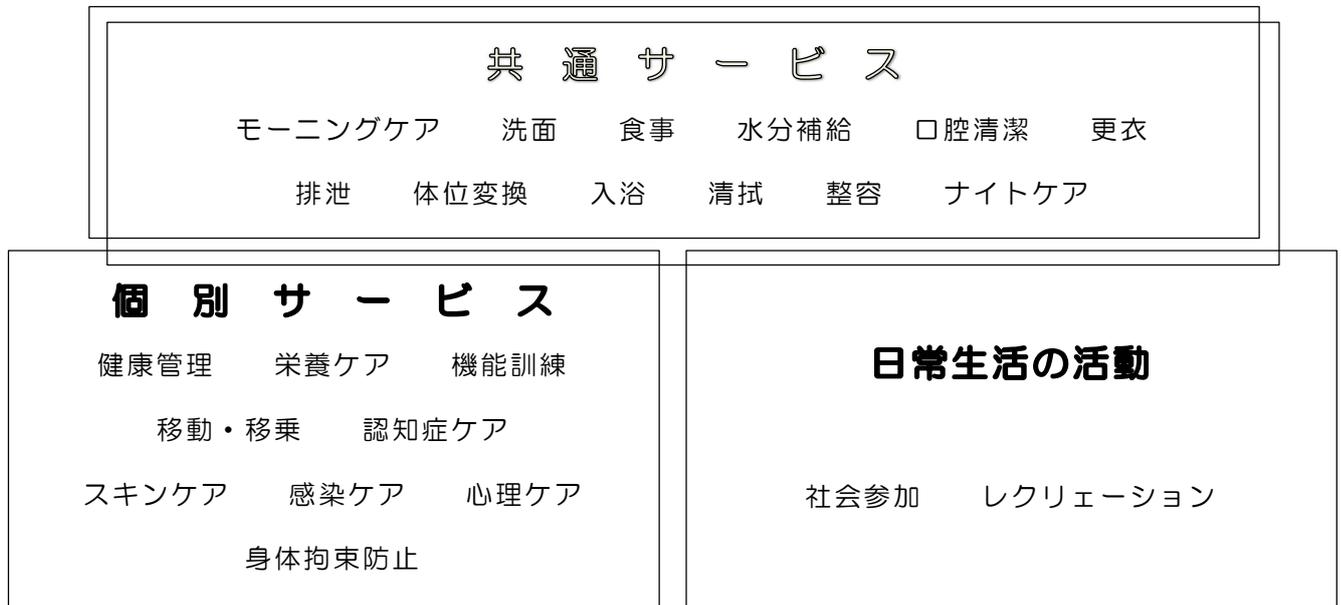
(理由) ・利用者の心身の状況 ・家族の疾病 ・冠婚葬祭 ・出張
・家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る為 など

- ②介護予防サービスは介護予防計画(ケアプラン)に基づいて提供されます。

【介護予防短期入所生活介護計画(ケアプラン)の作成】

相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、サービス提供中のサービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したケアプランを作成します。

【 各介護予防サービスについて 】



[共通サービスについて]

- 食 事 《食事時間》
ご本人の生活習慣に配慮した時間帯で、食事を提供します。
《食事の場所》
ユニット内の食事スペースや、他フロア、仲の良い方と一緒になど、食事場所もご自由に選べます。

栄養のバランスを考えて献立し、調理しています。また、嚥下が困難な利用者の皆様には、特別なメニューもご用意しています。
めずら荘の食事は、冷たいものは冷たく、温かいものは温かくお出しするようにしています。
- 水分補給 ティータイムやおやつの時間など、適切な時間に適切な量の水分補給を行います。
- 排 泄 ご本人の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても個人に適した援助を行います。夜間も排泄介助を行います。
- 入 浴 一般浴槽、車椅子入浴装置、特殊浴槽 を用意しています。
(浴室は2階・3階・4階にあります。)
- 清 拭 体調が優れず入浴できない方には、清拭を行います。
- 整 容 定期的に、シーツ交換、爪切り、散髪等の支援を行います。
- 口腔清潔 毎食後、口腔洗浄を行いましょう。
ご自分で困難な方には適切な方法で介助します。

- 更衣 起床時、外出時、離床時には身なりを整え、清潔を保持できるよう支援します。就寝時には普段着からパジャマへ衣類を交換します。
- 洗面 朝の起床とともに、洗面をしましょう。
ご自分で困難な方には適切な方法で介助します。
- 体位交換 適切な時間に体位を交換し、褥瘡の予防に努めます。
- モーニングケア ナイトケア 1日のはじまりと終わりには、声をかけ、ご本人様の身体の状況やご要望などを確認します。

[個別サービスについて]・・・共通サービス以外に必要な方には個別サービスをご用意します。

- 健康管理 ご本人の状態に応じて、介護と看護が連携し、安心して安全で快適な生活が送れるよう支援します。
- 栄養ケア ご本人に適した栄養ケアにより、健康的な生活ができるよう支援します。
- 機能訓練 機能訓練指導員により、ご本人の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
- 移動・移乗 スムーズに移乗でき必要な場所へ移動できるよう支援します。
- 認知症ケア 尊厳が守られ、心理変化を理解し、行動障害の発生を予防できるよう支援します。
- スキンケア 褥瘡等のスキントラブルを予防、及び早期発見・治療できるよう支援します。
- 感染ケア 感染症が予防でき、発生した際にもまん延を防ぎ、治癒できるよう支援します。
- 心理ケア ご本人の思いや感情を受け止め、共感し、話を傾聴します。
- 身体拘束防止 身体拘束をすることなく、利用者に生活してもらうことができるよう支援します。
(「8. 緊急時における対応方法」をご覧ください。)

[日常生活の活動]・・・ご本人が、状態に応じ、ユニットの中で家事等の役割を持って生活することができるように支援します。支援を行う際には、入居者のプライバシー確保に配慮します。
また、施設を利用されている間も、地域とのつながりを大切にします。

- 社会参加 施設を利用中だからといって、外に出れないわけではありません。可能な限り、ご本人の希望に応じて外出を支援します。外出の際には行き先と帰宅時間を職員に申し出、指定の用紙にご記入下さい。

【お出かけ一覧】 役場、郵便局、図書館、美術館、病院、アーケード、飲食店、ホテル、景勝地、郷里、お寺・神社、お見舞い など

また、めずら荘には登録したボランティアの方が多く来られます。地域の方との交流をお楽しみ下さい。

- レクリエーション 趣味、娯楽、教養等の支援を行います。また、ご自分のユニット内だけではなく、他のユニット、他の施設との交流もできます。

[その他]

- 夜間巡回 夜間も皆様の睡眠に支障のないよう、巡回をし、状態観察を行います。
- 離 床 寝たきり防止の為、できる限り離床に配慮します。
- 面 会 来荘される方は面会時間を厳守してください。施設安全管理対策の面で、必ず1階事務所にお立ち寄りください。面会時間は、8：30～ 21：00です。いつでも、ご本人様に会いに来られて下さい。お待ちしております。
- 洗 濯 めずら荘にて洗濯します。私物には必ず名前を記入して下さい。（*別紙参照）
- 喫 煙 館内禁煙となっています。

5. 健康管理

めずら荘では、済生会唐津病院と24時間連絡体制を整備し、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保しています。また、めずら荘においても常勤看護師を1名以上配置し、看護責任者を定めています。

看護責任者：看護課長（常勤看護師）

さらに、看護職員不在時には介護職員による標準観察項目を定め、異常の早期発見に努めます。

6. 利用料

A+B+Cの合計額をお支払い下さい。

(1日あたりの金額を表示しています)

A 介護予防給付によるサービス

(介護保険負担割合証に応じた利用者負担割合での金額となります)

【ユニット型居室】

要支援1	5,290円
要支援2	6,560円

B 介護予防給付によるサービス加算

機能訓練体制加算	1日につき	120円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		200円
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	1月につき	100円
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数の14%(10円未満四捨五入)	
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を限度)	1日につき	2,000円
若年性認知症利用者受入加算		1,200円
送迎加算(片道)	1回につき	1,840円
療養食加算(1日3回を限度)		80円
長期利用の適正化(連続して31日以降)	要支援1: 要介護1の介護福祉施設サービス費の100分の75(528単位相当) 要支援2: 要介護1の介護福祉施設サービス費の100分の93(655単位相当)	

※ 但し、実施地域外(唐津市・東松浦郡外)の送迎利用については対応いたしかねます。

※ 療養食を希望される方は医師の食事せんが必要です。

(糖尿病食・腎臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓病食・高脂血症食・痛風食・特別な場合の検査食)

C 介護予防給付対象外サービス

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

食事の提供に要する費用	通常 (第4段階)	内 訳		
		朝	昼	夕
	1,595円	445円	575円	575円

介護保険 負担限度額認定証 に記載されている額	第1段階	300円
	第2段階	600円
	第3段階①	1,000円
	第3段階②	1,300円

※ 個人の希望により特別に用意する食事・外食等にかかった費用は実費負担となります。

② 滞在に要する費用（光熱水費及び室料）

滞在に要する 費用	通常 (第4段階)	介護保険負担限度額認定証記載額		
		第1段階	第2段階	第3段階
ユニット型個室	2,066円	880円	880円	1,370円

③ その他（必要な方のみ）

- ・散髪代（訪問理美容業者利用） 実費
- ・インフルエンザ予防接種費用 実費

※利用料減免制度について

当施設は、『社会福祉法人による利用者負担軽減制度』の適用施設となります。

社会福祉法人等利用者負担軽減確認証をお持ちの方は、利用料が減免されますので、ご提示下さい。

【利用料の支払い】

下記①②のいずれかの方法でのお支払をお願い致します。

- ①唐津信用金庫指定口座への送金（振込名義人は、ショートステイ利用者名）
- ②唐津信用金庫預金口座より自動振替【25日】（ご本人名義・ご家族名義 どちらも可）

お支払の流れ

- 1) 次月 10日に、「請求書」を郵送いたします。
- 2) お振込み、もしくは 25日（日祝日の場合は翌日）自動振替し、「領収書」を発行いたし郵送いたします。

領収書は再発行しませんので、紛失等のないようにして下さい。

●送金先

振込先銀行	唐津信用金庫 朝日町支店
預金口座番号	普通預金 1046433
預金口座名義人	シャカイフクシホウジン オンシザイダンサイセイカイ トクベツヨウゴロウジンホームメズラソウ ショチョウ ヨシダヒデヤス 社会福祉法人恩賜財団済生会 特別養護老人ホームめずら荘 所長 吉田英康

※「お振込みカード」(ATMにて作成可)を初回に作って頂くと、毎月振込が容易になります。

※ 参考 (振込手数料)

唐津信用金庫	金額	本支店間	同一店内 (本店)
窓口受付	5万円以上	550円	440円
	5万円未満	330円	220円
ATM	5万円以上	220円	無料
	5万円未満	無料	無料

7. 送迎の実施地域

①送迎の実施地域は「唐津市」と「東松浦郡」です。

※身体的状況等で来荘が困難な方は、リフト付きの車で送迎をいたします。

②病院受診や外出等の送迎・付添は対応いたしかねます。(緊急時を除く)

8. サービス利用に当たっての留意事項

① 居室及び共用施設、敷地を本来の用途に従って利用して下さい。

② サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、施設が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。

ただしその場合、施設はプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

③ 利用者は施設・設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は、相当の代価を支払うものとします。

④ 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と施設との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

9. 緊急時等における対応方法

① (緊急時) サービス提供中、利用者に病状の急変が生じた場合は、速やかにかかりつけ医師またはあらかじめ事業者が定める協力医療機関(済生会唐津病院)への連絡を行い、必要な措置を行います。

② (事故発生時) サービス提供により事故等が発生した場合は、保険者、家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行い必要な措置を講ずると共に、賠償すべき事故が起こった際は速やかに損害賠償の手続きを行います。

【転倒・事故について】

めずら荘では、利用者の人格を尊重し、行動を抑制することなく、日常生活で離床・歩行等の自立を支援しています。

日頃より、事故防止には細心の注意をはらうよう心掛けていますが、思いがけない事故(転倒、転落、異食、無断外出等)が起こることも考えられます。このことにつきましても、ご家族様にも充分ご理解・ご承知頂きたいと存じます。

また、やむを得ず安全ベルト等を使用する場合は、事前にご家族様の了解を得るようにします。

10. 身体拘束の禁止

めずら荘では、施設サービス提供にあたっては、ご本人の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する事を行いません。

やむを得ず安全ベルト等を使用する場合は、事前にご家族様の了解を得るようにし、拘束の解除を目標に鋭意検討を行います。

1 1. 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関との通報体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を年2回実施しております。

1 2. 業務継続計画

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行います。

1 3. その他運営に関する重要事項

① 秘密保持

1. 正当な理由なく、業務上知り得た利用者及びそのご家族様の情報は漏洩しません。また、職員でなくなった場合も同様です。
2. サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめ利用者及びそのご家族様の同意を得ます。

② 苦情相談

提供したサービスに関する苦情受付窓口（73-0988）を設置して、適切に対応いたします。

苦情解決責任者

所 長	吉田 英康		
苦情相談受付	生活相談員	森田 亜希	
第三者委員	支 部 監 事	古川 俊彦 氏	(70-2333)
	支 部 監 事	田中 寿幸 氏	(70-2333)

* 第三者評価実施状況 なし

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

14. その他

- ①準備するもの ※別紙を参考にご準備下さい

- ②ご持参の品にはすべて記名をお願いいたします（記名の無いものについての紛失については責任を負いません）

- ③貴重品等は原則としてご遠慮願います（施設ではトラブル・紛失については一切責任を負いません）